

## 藤沢市は、横浜市・伊勢原市それぞれと「パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定」を締結しました

藤沢市と横浜市・伊勢原市の間で、パートナーシップ宣誓制度を利用している当事者が転入・転出する場合に生じる負担の軽減を図るため、同制度に係る自治体間連携に関する協定を締結しました。

この連携を契機に、セクシュアルマイノリティをはじめ、様々な事情から婚姻届を出さない、あるいは出せない方々の悩みや生きづらさに一層寄り添っていくとともに、周囲の理解促進を図ります。

### 1 協定名

パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定

### 2 協定の締結日

2023年（令和5年）10月25日（水）

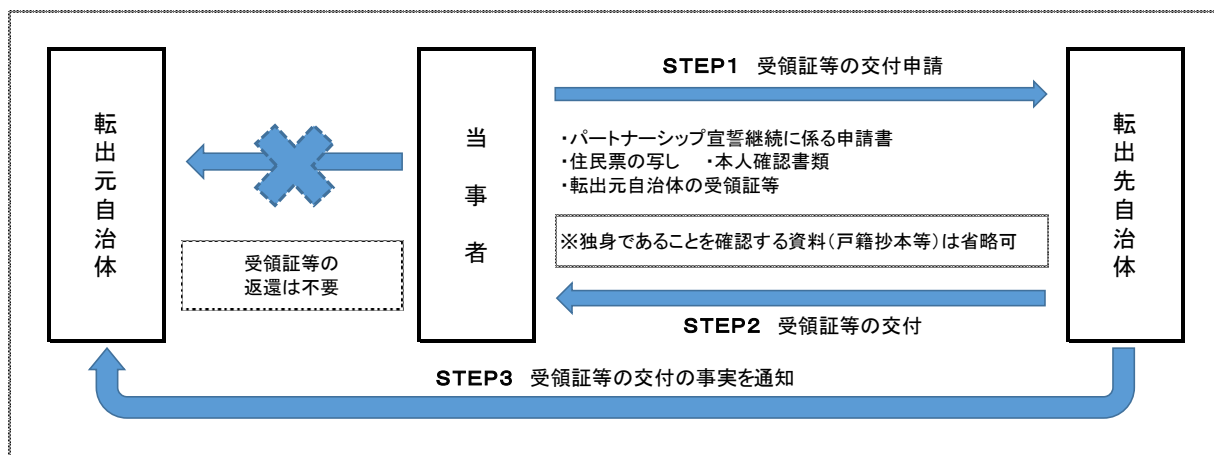
### 3 連携の開始日

2023年（令和5年）11月1日（水）

※開始日以降に、藤沢市と横浜市の間、又は、藤沢市と伊勢原市の間で転入・転出した場合に適用されます。

## 4 内容

### (1) 連携のスキーム



※自治体間連携を利用できる方は、転出先における宣誓要件を満たす方に限られます。

※連携自治体によっては、転出元の受領証等を転出先が回収し転出元に返却する場合があります。

(2) 連携によるメリット

- ・ 転出元自治体へのパートナーシップ宣誓書受領証等の返還手続きが不要になります。
- ・ 転出先自治体への提出書類が一部省略できます。

5 添付資料

- ・ 横浜市とのパートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定書
- ・ 伊勢原市とのパートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定書

6 本市と自治体間連携を実施している自治体

- ・ 茅ヶ崎市（2022年（令和4年）2月1日～）
- ・ 寒川町（2022年（令和4年）2月1日～）

\*この資料に関する問い合わせ先

藤沢市役所 企画政策部人権男女共同平和国際課  
担当：猪野 宇田川  
内線：2131  
直通：0466(50)3501